

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和3年10月5日（火）午前10時00分～午前11時00分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員
- 5 出席委員（9名）
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員
7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 職務のため出席した者
局長 ：大倉 善充
主任 ：児島 悠二
係員 ：坂川 裕磨
係員 ：森本 翔太
- 7 議案・報告等
報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署名 】

議長

寿内 隆史

署名委員

巽 茂樹

署名委員

田原 喜信

令和3年10月5日（火）午前10時00分～午前11時00分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和3年第6回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p> <p>報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件」についてです。本日の案件はこちらの1件のみでございます。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。</p> <p>届出内容につきましては、議案書報告第13号をご覧ください。場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。</p>
事務局	<p>本日の案件は2件です。</p> <p>それでは、報告番号1について説明します。</p> <p>番号1につきましては、当該届出地は、添付資料1ページの地図のとおり、京阪バス天辻工場前停留所から東に約300メートルに位置しております。</p> <p>届出内容は、次ページのとおり転用目的が戸建て住宅であり、現況は既に転用済みです。</p> <p>次に番号2についてです。</p>

事務局	<p>当該届出地は、添付資料4ページの地図のとおり、焼野の交差点より東に約150メートルに位置しております。 届出内容は、次ページのとおり転用目的が駐車場です。</p> <p>現地調査へは、農業委員会から寺内会長、事務局から山藤主査、坂川の3名で実施いたしました。 付近に農地はなく、また雨水は南側のU字側溝へ流す計画であり、周辺への影響はないものと判断しました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>
<p>【質疑応答】</p>	
岩田委員	<p>これ毎回出るんですけども、例えば農協支部長などを通して農地転用についての通知って送れないんですか。固定資産の通知には載ってますよね。</p>
事務局	<p>10月の門真市の広報にて農地転用については、変更の届出が必要です、と全市民に通知・広報はしております。ご覧になって方は少ないかもしれないですけども、一応、農地転用が必要だということは周知しているところです。また、岩田委員がおっしゃるように農業者さん、土地の所有者さんに直接響くような内容の通知は今後考えていけたらと思います。</p>
岩田委員	<p>案外とあの、時期が悪い。固定資産の通知が来るのが4月末で、あれ以外はほとんど見ないので、たぶんその時期に合わせて送る方が案外と見るんじゃないですかね。</p>
木原委員	<p>今からの分に関しては、岩田委員がおっしゃるように意識付けというのはいいんですけど、古いのはもう農業委員会からしても農地として農業者として判断してないということですよ。</p>
事務局	<p>はい、おそらく所有者も地目が田とか畑とは認識されていないのかなと思います。</p>
木原委員	<p>そこへ通知をスポットで送るとするのは難しいですかね。</p>

岩田委員	見る時期に送らんと、今なんぼ言うても誰もあんな固定資産の通知なんかそのときにしか見いひんので、もうちょっとええ時期にね。
木原委員	固定資産上は田畑になってるんですよね？
事務局	ちょっと私見たことがないんですけども、4月に届く固定資産の課税通知には、地目は記載あるんでしょうか。
中道委員	あるはずですよ。登記簿上の地目と現況と二つ記載されています。
事務局	じゃあ地目が田でも現況が宅地とかになっている場合があるということですね。
異委員	税金はちゃんと宅地になってるからみんな気にしてないんちゃうかな。
事務局	税金はしっかり払ってあるからいいんであろうと、そういうことですね。
会長	地目と現況の不一致のものについて、ピックアップしてもらえるのであればいいんだけども。
木原委員	他の部署から情報が提供してもらうことが可能かどうか、ということですね。
会長	去年くらいにその話になって、その際には不可能ではないという風に聞いていたと思う。
事務局	今お話にあったように、今の違反転用はかなり昔のものでですからそこから何も市役所から指導を受けたことがなければ、自分から動くということはまずないと思います。 なので、おっしゃる通り固定資産税グループなどと協力して、4月というタイミングで文書を添えるくらいでしたら可能かと思しますので、やれることからやっていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。
浅田委員	前聞いたときには固定資産税の担当から農業委員会の方へそう

浅田委員	いった情報共有はないと聞いていたができるのか。
中道委員	おそらく所有者に対してピンポイントで文書を送るとするのは非常に難しいと思いますので、固定資産税の通知に紙を全員に同封するというやり方であれば、実施できるのかなど。固定資産税が持っている情報というのをこっちの方と共有しもって、そこだけ通知を送るとするのは、ちょっとすぐにはできない。
木原委員	予算の問題もありますね。固定資産税がかかる人全員に送るということになれば。
巽委員	そもそも、地目と現況の不一致はどうまずいのか。放っておいて、届出が出てくる都度に変えて行くというのもありなのではないかなど。農業委員会総会の議題を増やせばいいだけでしょ。
中道委員	地目と現況の不一致は 100 パーセント是正できるものでもないところ、是正を行うのに委員会としてどれだけコストをかけるのかという問題もある。費用対効果の面から広報等で呼びかけるに留めるのが現実的な策かもしれない。 また、固定資産税の通知についても、税額についてはみな関心があるけれども、地目であるとか同封されているちらしであるとかにどれだけの人が目を通していいのかという問題もあり、農業委員会のちらしを同封するのは効果の面では薄いかもしれない。
事務局	広報紙に掲載する時期について、今後事務局の方で検討していきたいと思います。
浅田委員	年一回農地パトロールを行っているので、これから無断で転用される分については農業委員会で把握できると思う。現状、宅地課税されている過去の分についてどこまで注力するのは難しい。
事務局	最近是全国的に違反転用の案件が増えているので、近々国の方から違反転用への対策方針が出されるものと考えています。その対策方針を見てから農業委員会として動くということも考え

事務局	られます。
【質問なし】	
会長	質問がないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。